

平成 18 年 8 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 鶴弥
代表者名 代表取締役社長 鶴見 栄
(コード番号 5386 東証第 2 部・名証第 2 部)
問合せ先 経営企画室長 黒柳 章平
T E L 0569 - 29 - 3436

制度信用銘柄の指定に関するお知らせ

当社は、このたび株式会社東京証券取引所の制度信用銘柄に選定されましたので、お知らせいたします。

制度信用銘柄への選定は、当社株式の流動性および需給関係の向上につながり、より公正かつ円滑な株価形成に資するものと考えております。

今後とも、より一層のご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

選 定 日 : 平成 18 年 9 月 1 日

(ご参考)

- ・ 信用取引について
信用取引は、投資家の方が委託保証金を担保として証券会社に差し入れ、買付代金または売付株券を借入れる事によって行う株式取引です。信用取引には、「制度信用取引」と「一般信用取引」の 2 種類があり、利用できる銘柄の範囲や返済の期限等について異なる制約があります。
- ・ 一般信用取引について
返済期限、品貸料等を投資家の方と証券会社との間で、自由に設定することができる信用取引です。
- ・ 制度信用取引について
内国上場銘柄の内、証券取引所等が一定の基準に従って定めた銘柄に限定され、返済期限、品貸料等は証券取引所等の規則により一律に定められている信用取引です。また、投資家の方の買付代金の借入れにおいて、一般信用取引が証券会社の自己融資範囲に限定されるのに対し、制度信用取引は証券会社が買付代金を証券金融会社から借入れることができます。

以 上